

令和元年

市議会12月定例会議案

(追加分)

知立市

令和元年市議会 1 2 月定例会議案（追加分）

所 管	番 号	案 件
土 木	報告第 1 2 号	専決処分の報告について（道路事故に関する損害賠償の額の決定及び和解）
環 境	報告第 1 3 号	専決処分の報告について（物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解）

報告第 1 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

道路事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

（専決第 6 号）

（専決処分書別紙）

令和元年 1 2 月 2 0 日提出

知立市長 林 郁 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

道路事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

- 1 損害賠償の額 金16,390円
- 2 事故の概要
 - (1) 発生日時 令和元年10月23日 正午頃
 - (2) 発生場所 知立市弘法町丁風70番8 地先 市道上
 - (3) 経 過 相手方が自動車で市道弘法長篠線を南進し、右側にある自宅へバックで駐車するため、方向転換を行ったところ、道路側溝蓋に設置されたセーフティキャップが右前輪の通過により跳ね上げられ反転し、キャップに付いている固定用ボルト上を右後輪が通過したことにより、右後輪タイヤを損傷したものの。
- 3 相手方の損害の程度 自動車（トヨタ・アルファード）右後輪のタイヤの破損
- 4 過失割合 知立市100パーセント 相手方0パーセント
- 5 和解の内容
 - (1) 市は、相手方の損害額の全額を支払う。
 - (2) 市及び相手方は、和解日以後は、本件に関し、裁判上又は裁判外において、一切の異議の申立て又は請求をしないこととする。

令和元年11月28日

知立市長 林 郁 夫



報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

（専決第 7 号）

（専決処分書別紙）

令和元年 12 月 20 日提出

知立市長 林 郁 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

- 1 損害賠償の額 金80,819円
- 2 事故の概要
 - (1) 発生日時 令和元年11月18日 午後2時30分頃
 - (2) 発生場所 知立市山屋敷町見社1番地 知立市不燃物処理場
 - (3) 経 過 不燃物処理場に持ち込まれた廃棄物を職員がフォークリフトに積載して後進する際後方確認が不十分であったため、当該廃棄物を持ち込んだ車両の隣に駐車していた相手方車両の背面ドアに接触し、これを損傷させたもの。
- 3 相手方の損害の程度 車両（ダイハツ ハイゼットカーゴ）の背面ドアの損傷
- 4 過失割合 知立市100パーセント 相手方0パーセント
- 5 和解の内容
 - (1) 市は、相手方の損害額の全額を支払う。
 - (2) 市及び相手方は、和解日以後は、本件に関し、裁判上又は裁判外において、一切の異議の申立て又は請求をしないこととする。

令和元年12月12日

知立市長 林 郁 夫

